



<p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の業務を営むことを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p>
<p>(1)～(9) (条文省略) (新設)  (新設)  (新設)  (10) 食品の販売および輸入輸出  (11)～(15) (条文省略) (16) <u>経営管理に関する情報の提供およびコンサルティング</u> (17) 労働者派遣事業、<u>民営職業紹介斡旋事業</u> (18) (条文省略) (19) <u>上記各号の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u> (20) 前各号に付帯する一切の業務  (本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p>	<p>(1)～(9) (現行どおり) (10) <u>医療および健康に関する情報の管理、処理および提供</u> (11) <u>医療機関等における受付、病歴管理、診療および医療費請求等に係る業務の支援および受託業務</u> (12) <u>人工知能および深層学習等を活用した医療および健康関連サービスの提供</u> (13) <u>食品および健康関連商品の販売および輸入輸出</u> (14)～(18) (現行どおり) (19) 病院外における介護および看護に関する事業 (20) 労働者派遣事業、<u>有料職業紹介事業</u>  (21) (現行どおり) (22) <u>前各号に関するコンサルティング業務および経営コンサルタント業務</u>  (23) 前各号に付帯関連する一切の業務  (本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機関)</u> 第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p>

<p>(公告方法) 第<u>4</u>条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第<u>5</u>条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式 第<u>5</u>条～第<u>6</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>7</u>条～<u>9</u>条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式 第<u>6</u>条～第<u>7</u>条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第<u>8</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第<u>9</u>条～第<u>11</u>条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 第<u>10</u>条～第<u>11</u>条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第<u>12</u>条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役代表執行役社長が招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の<u>取締役代表執行役</u>がこれにあたる。</p>	<p>第3章 株主総会 第<u>12</u>条～第<u>13</u>条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第<u>14</u>条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役代表執行役社長が招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の<u>取締役</u>がこれにあたる。</p>
<p>第<u>13</u>条～第<u>15</u>条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第<u>16</u>条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長および議事録の作成にかかる職務を行った</p>	<p>第<u>15</u>条～第<u>17</u>条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>取締役がこれに署名し、または記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u></p> <p><u>第17条 当社は取締役会を置く。</u></p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役代表執行役社長が招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の<u>取締役代表執行役</u>がこれにあたる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役代表執行役社長が招集し議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の<u>取締役</u>がこれにあたる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>
<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p><u>第25条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名し、または記名押印する。</u></p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(会社法に定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

<p>第5章 委員会 <u>(委員会の設置)</u> 第29条 当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。  第30条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第5章 委員会  (削除)  第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 執行役 <u>(執行役の設置)</u> 第33条 当社は、執行役を置く。  第34条～第40条 (条文省略)  第7章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u> 第41条 当社は、会計監査人を置く。  第42条～第44条 (条文省略)  第8章 計算 第45条～第48条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>第6章 執行役  (削除)  第31条～第37条 (現行どおり)  第7章 会計監査人  (削除)  第38条～第40条 (現行どおり)  第8章 計算 第41条～第44条 (現行どおり)  附則 <u>(効力発生日)</u> 第1条および第2条の規定の変更は、令和2年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2020年6月23日(火)

定款変更の効力発生日

2020年6月23日(火)

ただし、第1条および第2条の規定の変更は、2020年7月1日(水)をもって効力が発生する予定です。

以上